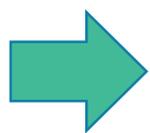


登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種のための 研修（知識（基礎））

本研修の目的

- 豚熱の発生状況や、豚熱の基本的な対策について学ぶ。
- また、飼養衛生管理基準を遵守するための具体的な措置の内容を学び、**農場における飼養衛生管理の向上に必要な知識**を習得する。



農場における発生の予防、まん延の防止に必要な知識を習得する。

飼養衛生管理基準
の遵守は認定農場
の要件の1つ！



豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス
(classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、
南米の一部の国々

※我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚等では18都県、
野生イノシシへの感染があり、32都府県で
発生。（令和4年12月時点）

- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。



【皮膚紫斑（しはん）】

（出典：動物衛生研究部門）

2018年の豚熱は、
臨床症状が弱い
（発熱、食欲不振、流産、
元気消失）

※ **有効なワクチンが存在**



元気がない



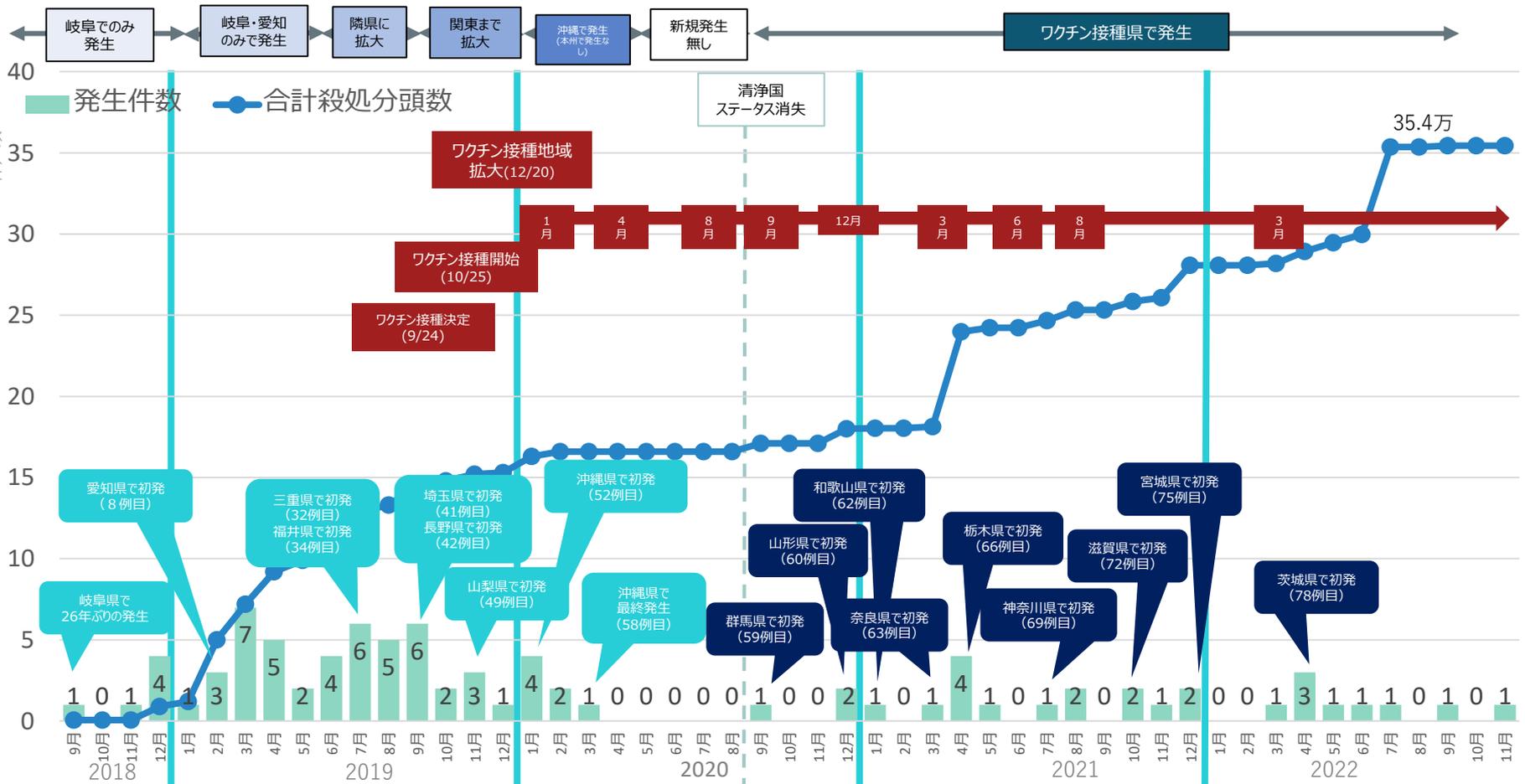
結膜炎

豚熱（CSF）とは



豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県及び東京都の**18都県**で計**86事例**発生し、これまでに**約35.7万頭を殺処分**。
- **2019年9月24日にワクチン接種を決定**、10月15日に防疫指針を改訂、**10月25日からワクチン接種開始**。
- **2020年9月3日**にOIE（国際獣疫事務局）が認定する**豚熱の清浄国ステータスを消失**。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県といった**ワクチン接種県**においても発生。



飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準 (抜粋)

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・ 徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・ 必要のない者の立入りの制限
 - ・ 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・ (豚) 未加熱の食品循環資源の持込み禁止
- 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・ 給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・ 防護柵、防鳥ネット等の整備(豚、鶏)
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・ 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・ 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・ 家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 7 埋却地の確保等
 - ・ 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備措置
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・ 入場者に関する記録の作成・保管
- 9 飼養衛生管理の適正化及び継続実施のための措置
 - ・ 衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への徹底
 - ・ 担当獣医師による衛生管理指導

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病害の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

都道府県による取組

基準を遵守しない場合は

農場へ立入検査

指導
助言

勧
告

命
令

罰
則

命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

飼養衛生管理基準の内容（抜粋）

I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・ 衛生管理区域の設定
⇒病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒関係者全員の取組水準を確保
- ・ 獣医師等の健康管理指導
⇒適切・効果的・効率的な取組

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 区域立入時の手指・車両の消毒
⇒病原体の低減
- ・ 野生動物の侵入防止
⇒区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
- ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒病原体の低減
- ・ 畜舎立入時の手指消毒、着替え
⇒病原体の持込み防止

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・ 区域外出時の手指・車両の消毒
⇒伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 家畜の健康観察（出荷、移動等）
⇒病原体の拡散防止
- ・ 特定症状発見時の早期通報
⇒病原体の増殖防止

飼養衛生管理基準の内容（抜粋）

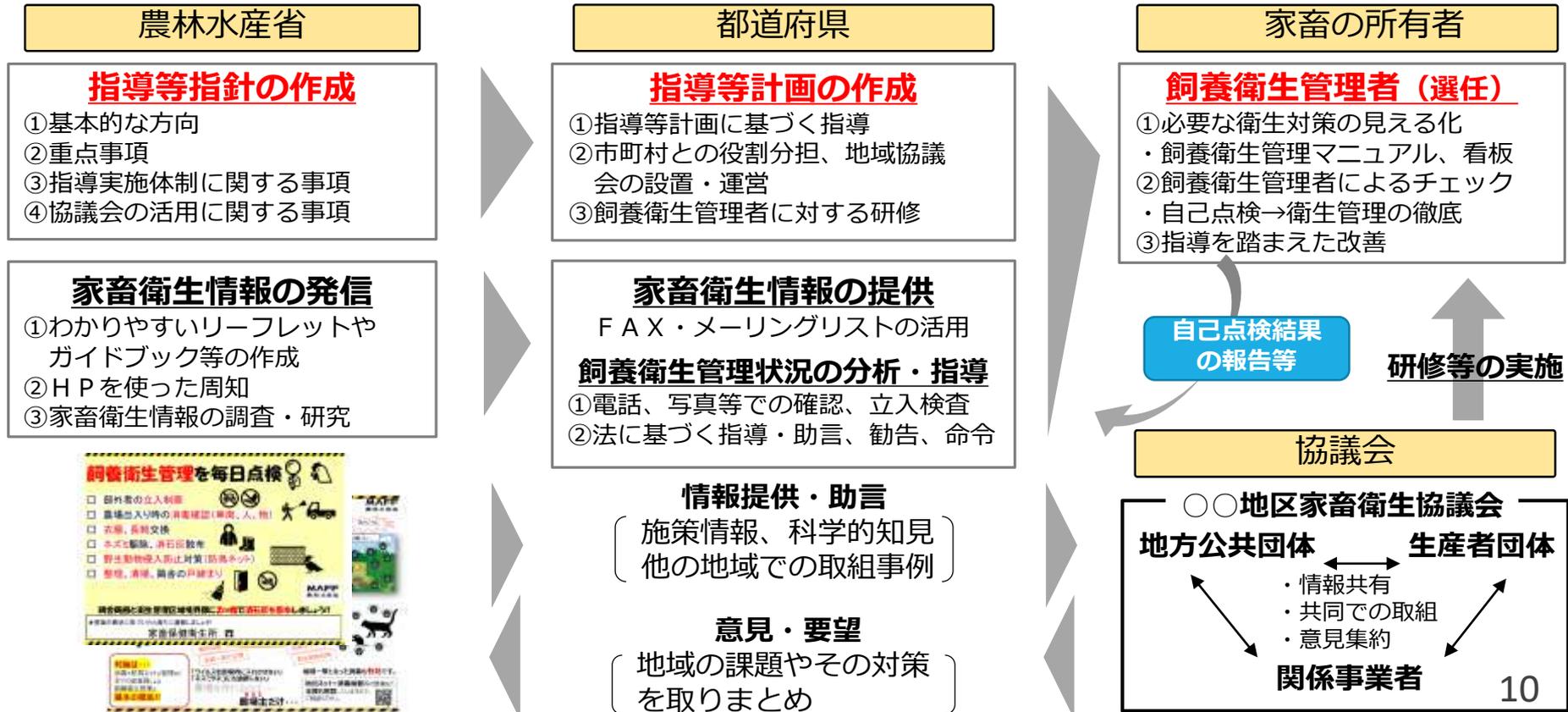
・取組の目的ごとに防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類。

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
物品	車両、重機	17	36			28
	器具、機材	18 19	37 39	32	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
野生動物	野生いのしし	23				
	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				29 31	29 31
飼養環境	土壌、粉塵			32	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39		29	29
	豚、いのしし	24	38 39 40		29	34 39 40

飼養衛生管理の推進

令和2年の家畜伝染病予防法の改正によって新たに措置された仕組み

- 県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が飼養衛生管理指導等指針（以下、指導等指針）を作成、県が指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画（以下、指導等計画）を作成し、計画的な指導を行う制度を措置（令和3年4月1日施行）
- 衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け（令和2年7月1日施行）



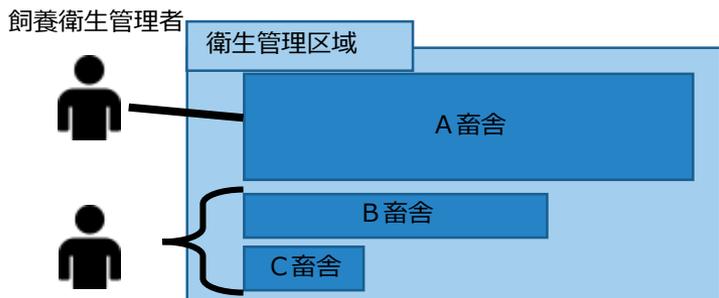
飼養衛生管理の推進

令和3年の家畜伝染病予防法施行規則の改正によって新たに措置された仕組み

- 大規模農場については、その家畜の管理に多数従事者が関わる中、必要な衛生水準を確保するために、追加的な取組が必要であることから、令和3年の家畜伝染病予防法施行規則の改正により上乗せで規定。
- あわせて、豚・鶏について、これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保する等の取組を実施することを規定。
- 施行期日については、畜種や飼養頭数に応じた猶予期間を設定。

大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

- ・ 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- ・ 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））



1人が担当する飼養頭羽数は個体監視が可能な数とする

埋却等に備えた措置

【採卵鶏50万羽、肉用鶏20万羽以上：施行済】 【左記未満の鶏：R4.10.1～】
【豚1万頭以上：R5.4.1～】 【豚1万頭未満：R6.4.1～】

【家畜所有者】

- ・ 埋却等に備えた措置として、家畜所有者に埋却地又は焼却施設を確保することを規定
- ・ これらが困難な場合は、代替措置として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組（※）を実施

【都道府県】

- ・ 家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合は、代替措置（焼却施設との事前協定締結、移動式レンダリング装置の活用準備等）について、家畜所有者と共同して対応（※）
- ・ 埋却地の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導



移動式レンダリング装置

大規模農場の事前の発生対応計画の策定

- ・ 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】

- ・ 農場概要 ・ 農場内の動線図
- ・ 農場内で防疫作業に必要な人員
- ・ 農場内で使用する資材・機材
- ・ 防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

対応計画の策定を要する大規模農場の基準

鶏・・・20万羽以上
豚・・・1万頭以上

埋却地確保のための農地転用

飼養衛生管理基準に基づいて埋却地を確保しなきゃ・・・でも自己所有の土地がない隣の農地が使えたらなあ・・・

うちの畑をゆずってもいいけど農地を埋却地にしていいのかな？

埋却予定地は「**農業用施設**」にあたるので、必要な手続きを実施した上で農地を埋却予定地として取得できます

埋却地として使うときに手続きは必要？

埋却予定地を確保したあと、万が一、埋却地として使用する際に新たな手続きは必要ありません

※農地の区分によって必要な手続きは異なります
詳しくは以下までお問い合わせください

問い合わせ先：

- 埋却地の確保（飼養衛生管理基準）に関すること
所管の家畜保健衛生所にお問い合わせください
- 農地の手続きに関することは
お住まいの市町村や農業委員会にお問い合わせください

農地転用の許可がされて埋却地を確保できた！

埋却予定地

豚熱における衛生対策のポイント

◆ CSF(豚コレラ)対策動画

農家が守るべき4つのポイント

MAFF 豚コレラを防ぐ！～養豚農家が守るべき...

豚コレラを防ぐ！
～養豚農家が守るべき4つのポイント～



農林水産省

日々の作業における注意点（ソフト編）

MAFF 日々の作業における注意点～飼養衛生管...

日々の作業における注意点
～飼養衛生管ソフト編～



農林水産省

病原体を侵入させない対策（ハード編）

MAFF 病原体を侵入させない対策～飼養衛生管...

病原体を侵入させない対策
～飼養衛生管ハード編～



農林水産省

ウイルスはどうやって侵入するのか

MAFF STOP! 豚コレラウイルス～ウイルスは...

ウイルスはどうやって侵入するのか

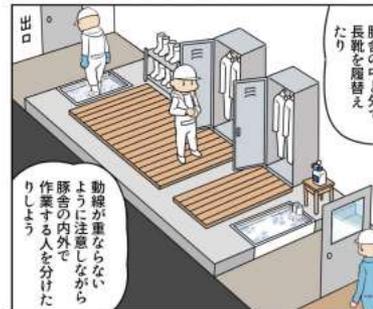
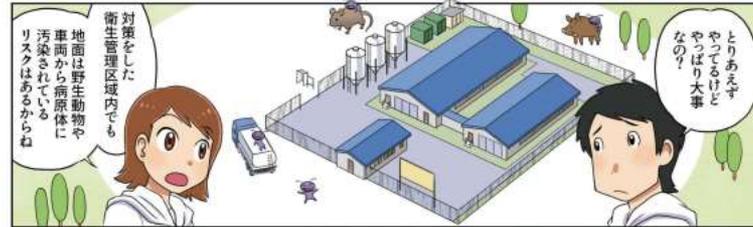
農林水産省

農林水産省のHP
で、わかりやす
い動画コンテ
ツを紹介してい
ます！



飼養衛生管理基準のガイドブック

飼養衛生ガイドブック 豚、いのしし編 管理基準



III 衛生管理区域の衛生状態の確保

25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 1 豚舎の入口で



家畜の伝染性疾病対策モデル農場の一例



飼養衛生管理の緊急再点検結果

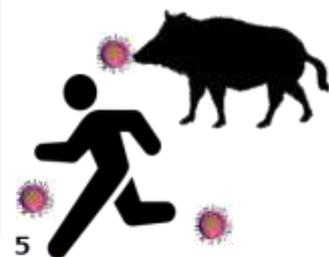
2月28日現在

	17-①	17-②	23-①	23-②	23-③	25-①	25-②	26-①	26-②	26-③	26-④	28-①	28-②	28-③	29-①	32-①	32-②
	入場車両消毒		野生動物侵入防止			畜舎入口の消毒設備		畜舎ごとの専用衣服・靴				畜舎外での汚染防止			野鳥等	整理整頓	
	設置	交差汚染	防護柵	点検・修繕	除草	設置	手指消毒	設置・着用	更衣時の分離	動線	洗浄消毒	不要品持ち込み	移動時	重機・一輪車	ネット	隠れ場所	整理整頓
中部	100%	96%	99%	100%	100%	96%	94%	77%	75%	88%	100%	100%	96%	90%	83%	100%	99%
西部	100%	92%	100%	100%	100%	96%	94%	73%	63%	69%	100%	100%	82%	90%	96%	88%	92%
吾妻	100%	93%	93%	100%	100%	100%	100%	93%	86%	93%	100%	100%	93%	100%	100%	100%	100%
利根沼田	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
東部	100%	98%	100%	100%	100%	100%	100%	93%	91%	93%	100%	100%	100%	96%	100%	98%	98%
全県	100.0%	95.5%	99.2%	100.0%	100.0%	97.1%	95.5%	80.7%	76.6%	85.7%	100.0%	100.0%	93.9%	91.8%	90.2%	97.1%	97.5%

※赤色セル：前月より増加（向上）した項目
青色セル：前月より減少（低下）したセル

豚熱における衛生対策のポイント

1. 農場周囲の消毒等
 - ① 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのししが隠れる場所の伐採・整理整頓
 - ② 柵外側の定期的な消毒等により農場にいのしし・ウイルスを近づけない
 - ③ 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒
2. 離乳舎における衛生管理
 - (1) 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒
 - (2) 畜舎ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕
3. 消毒液濃度及び交換頻度
有機物の存在を前提にした適切な濃度の消毒液、踏込消毒槽は1日1回は交換
4. 知事認定獣医師の教育
ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築
5. 山林等に入った際の注意
山林からウイルスを持ち帰らないため靴・衣服の土を山で落とし、帰宅後直ちに洗浄



発生農場内の環境検査結果

【令和4年8月3日第17回拡大豚熱疫学調査チーム疫学検討結果より】

	豚舎内				農場内施設		資材等		
	床・壁等	飼料	水飲場	糞便	堆肥置場	その他 倉庫 農場内通 路等	衣服・長 靴	一輪車 車両等	小動物 (ネズミ 糞等)
PCR陽性事 例数/ サンプリ ングした 事例数	48/79	22/62	3/30	12/32	6/39	3/39	11/57	9/59	6/41
陽性率	60%	36%	10%	38%	15%	8%	19%	15%	15%

疫学調査時の写真一例（発生農場）

1. 衛生管理区域への野生動物の侵入防止（基準23）
2. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（基準26）
3. 畜舎外での病原体による汚染防止（基準28）
4. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置（基準29）
5. ねずみ及び害虫の駆除（基準31）

項目23 野生動物の侵入防止



ワイヤーメッシュ柵が草に覆われている。

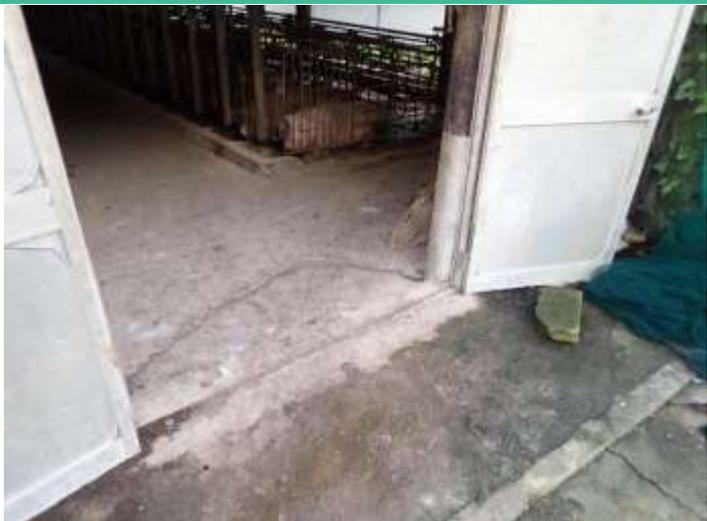


農場周囲のワイヤーメッシュ柵。45cm程度と低い部分あり。



障害物により柵が設置ない箇所があるため隙間あり。

項目26 畜舎ごとの専用の衣服と靴



豚舎入口。消毒槽、豚舎専用長靴なし



発生豚舎（離乳舎）外観。長靴交換や靴底消毒の実施なし。



発生豚舎外観：靴底消毒は実施していたが、長靴及び作業着の交換の実施なし。



豚舎外観：靴底消毒は実施していたが、長靴及び作業着の交換の実施なし。

項目28 畜舎外での病原体による汚染防止



飼養衛生管理区域間の公道。畜舎からの豚移動時に**未消毒で歩行**。



豚舎間の通路。肥育豚の移動時に**未消毒で歩行**。

項目29 野生動物の侵入防止のネット設置



豚舎内で見られたネコ



ユニットタイプの飼育箱。天井はあるが**周囲に壁面、ネット等は未設置**

項目31 ねずみ及び害虫の駆除



豚舎壁面の破損部

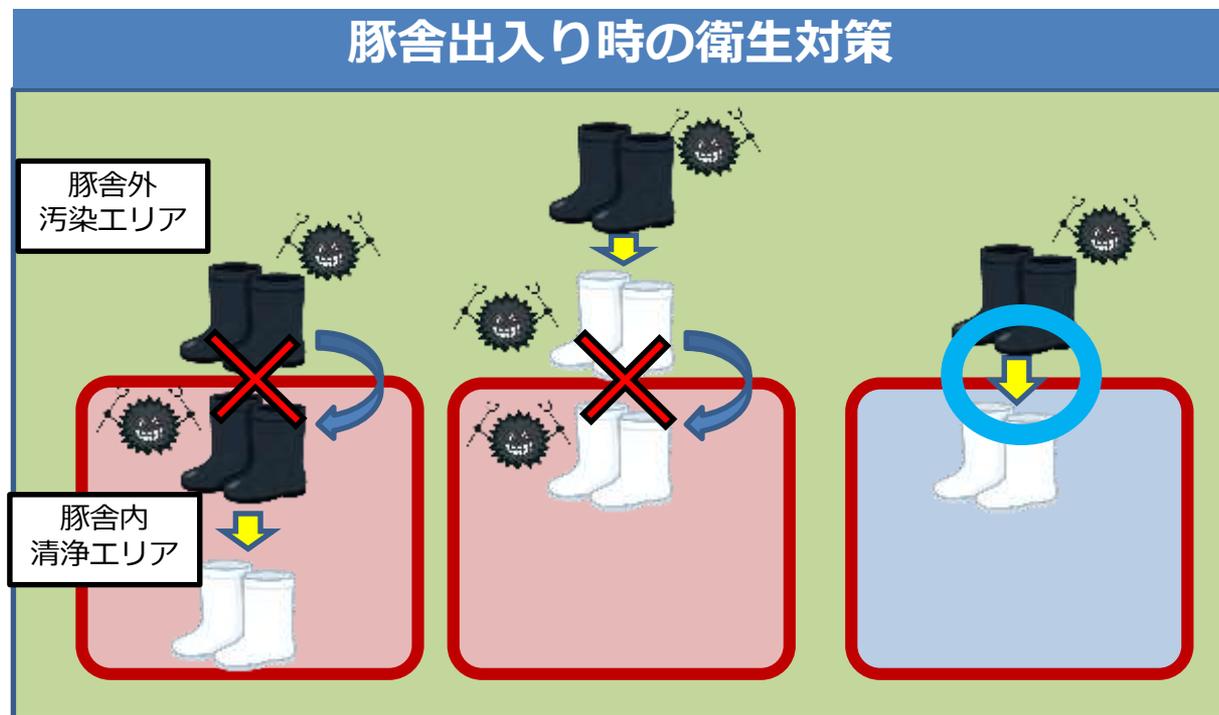


豚舎壁面の破損部

発生事例を踏まえた衛生対策

1. 農場・豚舎出入時の衛生対策

- 消毒不十分、消毒後に公道を通過して再汚染する可能性がある動線を確認
⇒汚染エリアと清浄エリアの区分け、境界を明確にした上で、消毒（適切な消毒剤、使用方法）、靴・衣服の交換、動線の確認等によりウイルスの持ち込みを防ぐ



【令和4年8月3日第17
回拡大豚熱疫学調査チーム
疫学検討結果より】

・外用長靴で豚舎
に入らない

・内用長靴を豚舎
外に出さない

・汚染/清浄エリアの境
界で履き替える

発生事例を踏まえた衛生対策

2. 農場・豚舎内への野生動物等の侵入防止

- ・ネズミ、ネコ、鳥等の動物糞でPCR陽性を確認
⇒豚舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫などの侵入防止対策（草刈り、整理整頓、破損部位の修繕等）
⇒家保、管理獣医師等の外部目線の点検・指摘

3. 豚・資材等を介した病原体の侵入防止

- ・豚舎間の豚の移動に未消毒のケージ等を使用
⇒豚舎間の豚移動時にウイルスと接触しないよう、使用前に洗浄・消毒したケージ（未舗装の通路では十分な消毒効果を得ることは難しい）を用いる

4. 子豚の飼養管理及び早期通報の徹底

- ・移行抗体が低下した離乳豚、接種から日数が経過していない肥育豚で初発の感染
⇒偏りが無いよう初乳を十分摂取させる、豚舎では日常から丁寧な観察・記録、異常を速やかに把握

野生イノシシにおける基本対策

(1) サーベイランスの実施

- ・感染状況の把握は、経口ワクチン・捕獲強化など野生イノシシにおける豚熱対策の検討に必須
- ・飼養豚における対策に必須

(2) 捕獲の強化

- ・密度低下により、感染拡大を抑制
- ・感染イノシシの絶対数抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下

(3) 緩衝帯整備

- ・河川敷などの伐採整備等によるイノシシの移動・出没抑制

(4) 経口ワクチン散布

- ・免疫を獲得させることにより、感染地域内における抑制・感染地域拡大の抑制

(5) リスクコミュニケーションの推進

- ・狩猟関係者・市民に向けた対策の周知推進

野生イノシシサーベイランス検査状況

○ 平成30年9月から全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始。

※ 農水省がR3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：1県当たり299頭/年

■ : 検査数が299頭以上

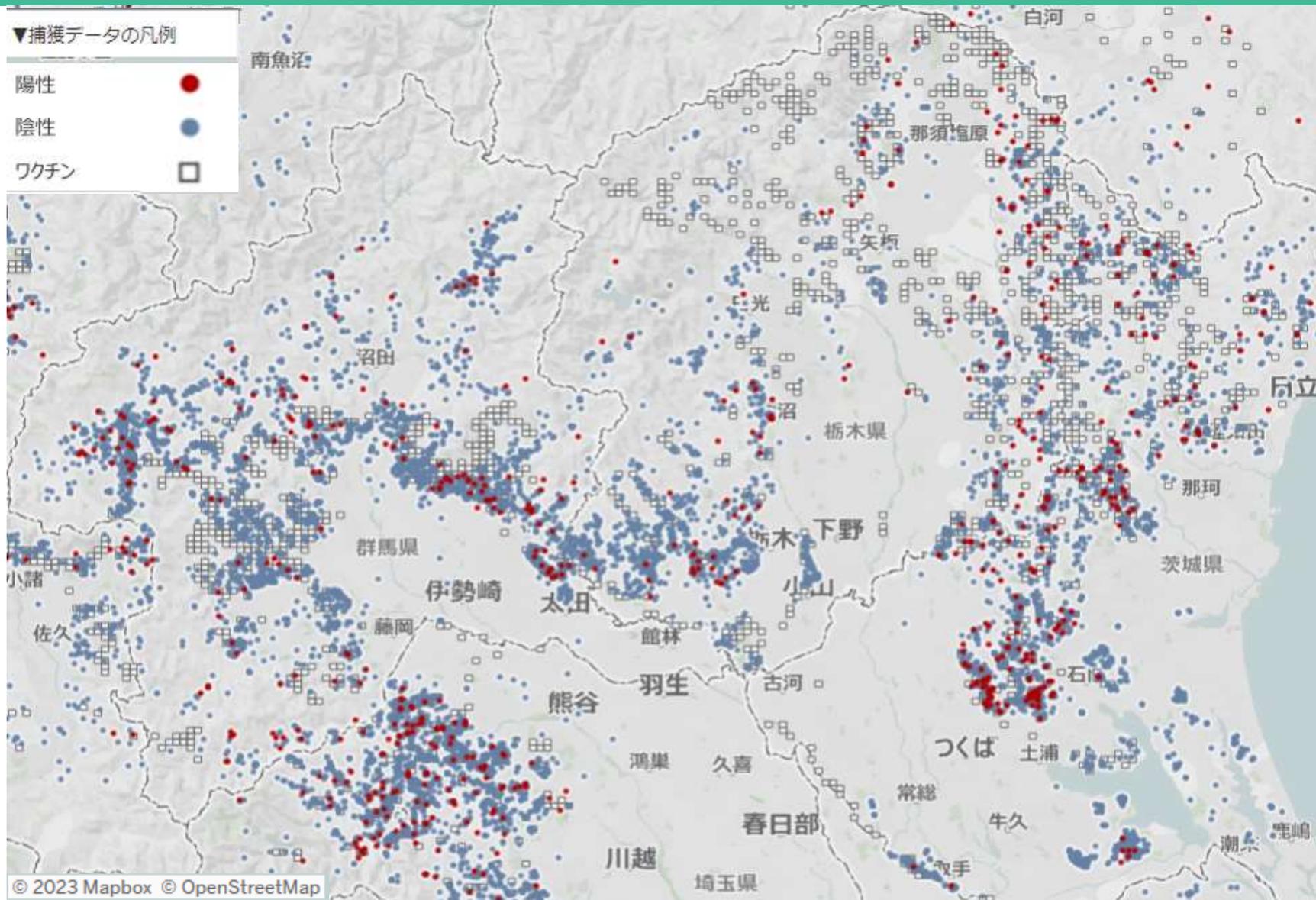
■ : 検査数が299頭以上かつ陽性数が0

＜令和3年9月30日時点から過去1年の検査数＞、＜令和4年3月31日時点から過去1年の検査数＞、
■＜令和4年9月30日時点から過去1年の検査数＞の比較

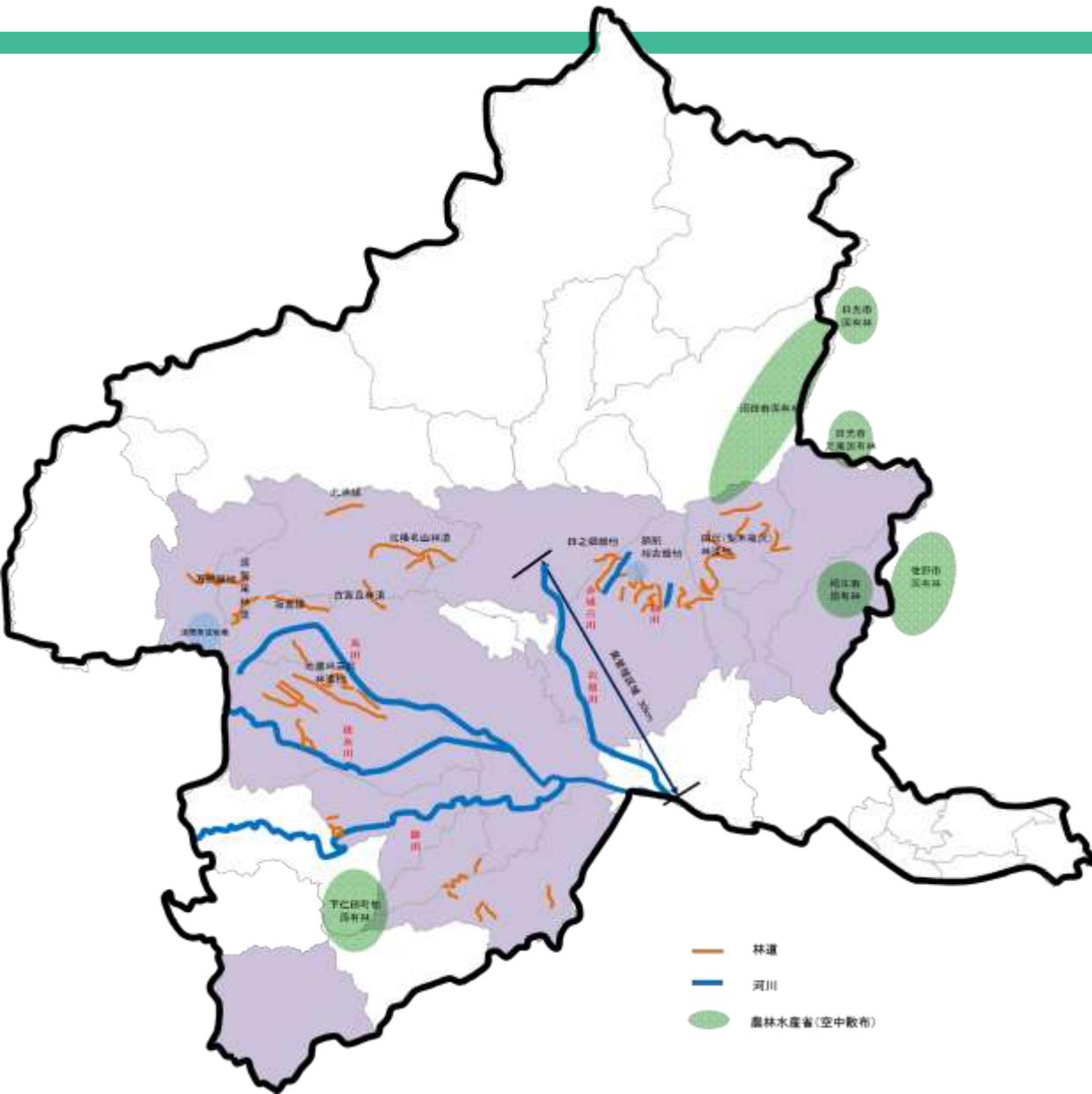
	R2.10.1~ R3.9.31	R3.4.1~ R4.3.31	R3.10.1~ R4.9.30	増減
北海道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0
青森	5(0%)	6(0%)	7(0%)	2
岩手	313(0%)	399(0%)	518(14.9%)	205
宮城	230(12.6%)	484(26.9%)	466(24.5%)	236
秋田	42(0%)	39(0%)	43(4.7%)	1
山形	220(7.3%)	370(32.2%)	286(37.1%)	66
福島	302(7.3%)	214(10.7%)	161(22.4%)	-141
茨城	819(12.5%)	981(15.4%)	947(6.5%)	128
栃木	565(9.2%)	489(17.4%)	486(11.5%)	-79
群馬	883(7.6%)	653(4.1%)	825(4.1%)	-58
埼玉	449(1.8%)	538(0.6%)	680(1%)	231
千葉	65(0%)	78(0%)	153(0%)	88
東京	56(7.1%)	89(1.1%)	143(0%)	87
神奈川	566(6.7%)	469(8.3%)	453(9.9%)	-113
新潟	205(15.1%)	219(4.6%)	243(2.5%)	38
富山	330(0.6%)	327(0%)	535(1.1%)	205
石川	239(5.4%)	238(2.9%)	489(2.7%)	250
福井	498(15.3%)	337(13.6%)	336(2.7%)	-162
山梨	187(17.6%)	143(7.7%)	208(0.5%)	21
長野	692(3.5%)	845(0.5%)	972(0.2%)	280
岐阜	2122(0.7%)	1991(1.3%)	2376(1.6%)	254
静岡	2675(2.8%)	3003(2.2%)	3262(3%)	587
愛知	787(0.1%)	981(0.7%)	1131(1.4%)	344
三重	3003(10.8%)	3763(8%)	3717(4.9%)	714

	R2.10.1~ R3.9.31	R3.4.1~ R4.3.31	R3.10.1~ R4.9.30	増減
滋賀	473(7.4%)	452(9.1%)	386(10.6%)	-87
京都	267(31.8%)	228(32.9%)	76(36.8%)	-191
大阪	25(60%)	13(84.6%)	13(30.8%)	-12
兵庫	496(8.9%)	538(18.2%)	506(19.2%)	10
奈良	138(28.3%)	128(9.4%)	162(0.6%)	24
和歌山	387(26.6%)	307(28.3%)	288(11.8%)	-99
鳥取	215(0%)	301(0%)	323(0%)	108
島根	130(0%)	283(0%)	340(3.5%)	210
岡山	49(0%)	70(0%)	459(0%)	410
広島	90(0%)	148(0.7%)	334(1.5%)	244
山口	8(0%)	292(2.7%)	374(10.7%)	366
徳島	20(0%)	99(0%)	249(4.8%)	229
香川	143(0%)	427(0%)	498(0%)	355
愛媛	172(0%)	300(0%)	328(0%)	156
高知	42(0%)	47(0%)	238(0.4%)	196
福岡	53(0%)	152(0%)	502(0%)	449
佐賀	12(0%)	49(0%)	148(0%)	136
長崎	45(0%)	67(0%)	157(0%)	112
熊本	61(0%)	127(0%)	210(0%)	149
大分	66(0%)	231(0%)	346(0%)	280
宮崎	56(0%)	326(0%)	332(0%)	276
鹿児島	22(0%)	151(0%)	353(0%)	331
沖縄	8(0%)	7(0%)	10(0%)	2
合計	18231(6.9%)	21399(6.5%)	25069(4.7%)	6838

近県の野生イノシシ検査状況



豚熱野生イノシシ経口ワクチン散布実績



令和1年度 計	箇所数	個数
令和2年度春期	411	8,392
令和2年度冬期	466	10,313
令和2年度 計	480	9,613
令和3年度前期	946	19,928
令和3年度後期	624	13,200
令和3年度 計	740	14,600
令和3年度 計	1,364	28,000

令和4年度

前期散布

散布地域	1回目散布日	2回目散布日	箇所数	個数
前橋市、桐生市、渋川市、高崎市、安中市、長野原町、東吾妻町の林道	5/23-25		200	4,000
	6/20-24		200	4,000
勢多農林高校演習林	5/24		10	200
	6/21		14	280
前橋市	6/15-17		40	800
	7/12-14		40	800
渋川市	5/27		20	400
	6/21-22		20	400
高崎市 (榛名・倉渕・箕野・吉井・高崎)	5/25-26		100	2,000
	6/28-29		100	2,000
藤岡市	5/24		10	200
	6/21-23		10	200
富岡市	5/24		10	200
	6/21		10	200
安中市	5/24		23	460
	6/21-22		23	460
上野村	5/24		10	200
	6/20		10	200
桐生市 (新里)	5/25		50	1,000
	6/29		50	1,000
みどり市	5/24		40	800
	6/21		40	800
前期 計			1,030	20,600

後期散布

散布地域	1回目散布日	2回目散布日	箇所数	個数
前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、甘楽町、長野原町、東吾妻町、桐生市、みどり市の林道及び河川	11/7-11		290	5,800
	12/13-15		290	5,800
勢多農林高校演習林	11/9		10	200
	12/7		10	200
前橋市	11/8-10		40	800
	12/6-8		40	800
渋川市	11/8-9		20	400
	12/6-7		20	400
高崎市 (榛名・倉渕・箕野・吉井・高崎)	11/8-9, 22		100	2,000
	12/13-14		100	2,000
藤岡市	11/8		10	200
	12/6, 8		10	200
富岡市	11/11		10	200
	12/15		10	200
安中市	11/9-10		25	500
	12/7		25	500
上野村	12/13		20	400
桐生市 (新里)	11/9		50	1,000
	12/13		50	1,000
みどり市	11/21		20	400
	12/19-20		20	400
後期 計			1,170	23,400

野生イノシシ対策の強化

山林からのウイルスの持ち帰りを防止するため、ポスターやSNSによる周知を実施するとともに、野生イノシシの死体処理の推進及び捕獲・狩猟者等の交差汚染防止に関する通知の発出。

ポスターによる周知



高尾山口観光案内所でのデジタルサイネージ表示（東京都）



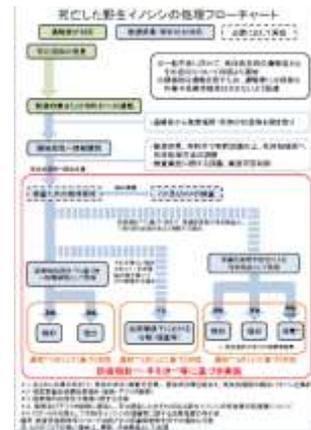
JR富山駅新幹線改札内でのデジタルサイネージ表示（富山県）

死体処理及び交差汚染防止に関する通知

- 「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」（令和4年3月31日付け農林水産省消費・安全局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長連名通知）

通知の内容

- ・ 死体処理方法に関する制度的な明確化
- ・ 自治体内・関係者における連携強化
- ・ 処理における安全性
- ・ 死体における検査の推進



SNSによる周知

ひなたMAFIN @hinata... 2022/03/18 ...
毎月20日は一斉消毒の日です！
農場防疫を徹底し、大切な家畜を守りましょう！
暖かい春はイノシシの活動が活発化します。豚熱ウイルスの拡散防止にご協力ください。
#一斉消毒の日 #豚熱 #野生イノシシ #農ガール
(発行元) 家畜防疫対策課・畜産振興課

Twitterによる配信
(宮崎県)

県民への周知

- 道の駅屋登山口など県民への周知を行った

群馬県内の山林等に入山されるみなさまにお願いします！！
本県の山林で豚熱(CSF)ウイルスに感染した野生イノシシが見つかっています。
豚熱ウイルスは野生イノシシや糞・物に付いて運ばれます。養豚農場への感染を防止するため下山時に靴底などの泥をよく落としていただきますようよろしくお願いいたします。
靴の土をよく落としてください！
土の中にウイルスがいる可能性があります！

※豚熱(CSF)は、豚・イノシシの感染であり人には感染しません。

- 「山口県及び広島県での野生いのししにおける豚熱陽性事例を踏まえた捕獲・狩猟者及び登山者等への交差汚染防止対策の周知徹底について」（令和4年4月6日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

通知の内容

- ・ 捕獲・狩猟者への交差汚染防止対策の周知徹底
- ・ 登山者等への交差汚染防止対策の周知徹底

